

## 令和3年度大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務仕様書

### 1 業務の目的

大都市圏からの誘客を促進するため、若年層やファミリー層、旅行への関心が高い顧客などを主なターゲットとして、三重県ならではの「自然」、「伝統・文化」、「食・食文化」などといった魅力の発信とターゲットごとに適した本県への誘客促進を一体的に展開することによって、本県への新規顧客の増加、リピート率の向上、地域の消費拡大、滞在時間の延長等につなげるとともに、観光地としての魅力のブランディング（ローカルブランディング）を目指します。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

令和3年度大都市圏におけるみえ旅プロモーション・誘客促進業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

#### (3) 委託業務の内容

三重県ならではの旅のプロモーションと大都市圏から本県への誘客促進が一体的となった企画を実施すること。

#### (4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

- ・業務の目的、内容を理解のうえ、企画提案事業者が効果的と思われる手法で、プロモーションと誘客促進が一体となった、観光地としての魅力のブランディング（ローカルブランディング）につながる企画を提案すること。なお、実施にあたっては、当委員会が実施している「スマホでみえ得キャンペーン」の周知も合わせて図ること。
- ・業務の実施にあたっては、マーケティングに基づきターゲット及び数値目標を設定すること。また、数値目標については、可能な限り観光消費額、観光入込客数等事業効果を検証できるよう設定すること。
- ・全国への波及効果が高い大都市圏（主に首都圏及び関西圏）において事業を実施すること。
- ・事業の設計にあたっては、事業効果を検証できるようPDCAサイクルを取り入れた仕組みとすること。
- ・県内市町や観光関係団体との連携を図ること。
- ・事業の実施に際し、実施主体であるみえ観光の産業化推進委員会（以下、当委員会とします。）と協議する余地があること。
- ・実現可能な提案とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえた提案とすること。

#### (5) 納品物

- ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期:委託業務完了時)
- イ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
- ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

#### (6) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局  
(三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内)

#### (7) 納入期限

令和4年3月25日(金)

### 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 当委員会に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 5 その他

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができる

ものとしします。

- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してください。
- ・当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとしします。
- ・受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとしします。